

住之江工場更新・運営事業に係る現地調査等募集要領

【目的】

現地調査等（以下、「本調査」という。）の募集は、住之江工場更新・運営事業を進めるにあたり、民間事業者が既設工場の状況を把握し、事業参入のための検討を容易にするとともに、民間の創意工夫を発揮できるよう条件整備を図り、優れた事業提案等に資することを目的として募集する。

【留意事項】

- 本調査の目的を十分理解し、本施設の調査を行うこと。
- 本調査は、組合へ「住之江工場更新・運営事業に係る現地調査等申請書」を提出し、組合から本調査の許可について通知を受けた後、行うこと。
- 調査時間は午前9時から午後5時とする。
- 本調査中は、当工場の容器包装プラスチック中継施設への搬入に支障が無いよう十分に注意すること。
- 本調査中に、本組合職員から調査に係り指示があった場合は、即対応すること。
- 本調査決定後または、本調査中においても、次の場合には調査決定の取消または調査停止の処置をとる場合がある。この場合に生じる申請者のいかなる損害に対しても組合は一切の責任を負わない。
 - ・申請書の記載内容が実際と異なる、または偽りがあった場合。
 - ・関係法令に反する場合、また関係官公署の指示に反する場合。
 - ・本組合職員の指示に従わない場合。
 - ・人身事故、建物・施設などを汚損・破損・紛失した場合。
 - ・音、振動、臭気の発生により、周辺環境に影響を及ぼす、又はそのおそれがある場合。
 - ・その他、本組合が本調査の目的に沿わないと判断した場合。
- 本調査中の盗難・破損事故及び人身事故などについては、その原因の如何を問わず、組合は一切の責任を負わない。
- 天変地異、関係各省庁からの指導などにより調査が中止されたときの損害について、組合は一切の責任を負わない。
- 建造物・設備・什器・貸出備品等を毀損・紛失された場合、その損害に対し全額賠償請求する。
- 本調査において申請者の不注意などにより組合が損害を被った場合、その損害に対し全額賠償請求する。
- 本調査中は、申請者の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行うこと。
- 荷物の運搬・搬入搬出、保管中の盗難・破損及び汚損については、一切関知しない。
- 本調査終了後は、原則調査前の状態まで原状回復すること。
- 本調査申請の受理状況を公表する場合がある。